

名瀬港フェリーターミナル テナント募集要項

令和 8 年 10 月

鹿児島県大島支庁建設部建設課

1 募集内容等

(1) 物件概要

名瀬港フェリーターミナル 2階

(住所) 鹿児島県奄美市名瀬塩浜町 2285-1

(構造) 鉄筋コンクリート造、3階建

(供用開始予定日) 令和8年12月下旬

(2) テナント区画

ア ガス・水道あり

テナント(1) (12 m² (3 m×4 m))

イ ガス・水道なし

テナント(2)~(4) (各 12 m² (3 m×4 m))

【名瀬港フェリーターミナル2階平面図】



(3) 使用料

月額 4,290 円／㎡ ※このほか、使用実績に応じた光熱水費等の支払いあり

(参考) 月額 4,290 円／㎡ × 12 ㎡ = 51,480 円 (月額)

51,480 円 (月額) × 12 か月 = 617,760 円 (年額)

(4) 出店可能時間

午前 4 時～午後 10 時まで (予定)

※ 定期船(下り便)入港時刻の 1 時間前から、定期船(上り便)出航時刻の 1 時間後まで

※ 出店可能時間の中で、各テナントの都合の良い時間で出店いただくことができます。
テナント毎にシャッターの鍵をお預けします。

(5) 使用許可期間

供用開始日から令和 9 年 3 月 31 日まで(年度更新)

※ 使用許可期間満了後も引き続き使用する場合は、使用許可期間満了の 1 か月前までに更新手続きが必要です。

2 テナント要件等

(1) 出店者資格

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

イ 都道府県税について未納がないこと。

ウ 現待合所のテナントにおいては、申込時点で港湾使用料や電気料等の未納がないこと。

(2) 出店可能品目

出店可能品目は、次の要件を満たすものとする。

なお、出店品目は、施設管理者との協議の上、販売を認めないことがあります。

ア 説明文等に誇大又は虚偽の記載がない品目であること。

イ 法令等に違反しない品目であること。

ウ 公序良俗に反しない品目であること。

エ 出店者の責任において、自己又は自己の名をもって生産又は販売する品目であること。

オ 危険物や破損品でないこと。腐敗又は悪臭の恐れのない品目であること。

カ その他ターミナルの管理上、港湾管理者が不適切と認めるもの

※ 出店できない商品の例

① 生物(動物、昆虫類等)

② 違法コピー商品(ブランド偽造品、複製品等)

③ 危険物(火薬、爆発物、灯油、モデルガン等)

3 申込手続き

(1) 申込期間

令和8年10月19日(月)～令和8年11月9日(月)まで

(2) 提出書類

ア 別記第1号様式「出店申込書」

※ 添付書類 以下の(ア)～(ウ)のいずれか及び(エ)の書類を添付すること。

(ア) 法人登記簿の写し

(イ) 所得税法第229条に基づく「個人事業の開業届出・廃業等届出」の写し

(ウ) (ア)、(イ)がない場合、所在地が県内であることを確認できる書類

(エ) 法人等の納税証明書(都道府県税について未納がないことの証明)

イ 別記第2号様式「誓約書」

(3) 提出先

〒894-8501 鹿児島県奄美市名瀬永田町17-3

鹿児島県大島支庁建設課管理係

(4) 現地確認

テナントの申し込みにあたっては、事前に現地確認が可能です。希望される方は大島支庁建設課管理係(0997-57-7332)に御連絡ください。

4 テナント決定

(1) テナントの選定

- ・ テナント申込者から申請があった場合、上記2の「テナント要件等」に基づいて選定します。
 - ・ 申込者数がテナント数を超える場合は、①現ターミナルのテナント及び②本店又は主たる事務所の所在地が鹿児島県内である法人又は個人事業主を優先して選定します。
- ※ 申込者が全て「②本店又は主たる事務所の所在地が鹿児島県内である法人又は個人事業主」の場合で、申込者数がテナント数を超える場合は抽選を行います。

(2) テナントの決定について

テナントの出店可否については、令和8年11月13日(金)までに、結果を連絡します。

(3) その他

テナント決定後、当要綱3(1)出店資格者に該当しないことが判明した場合は、決定を取り消します。